

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ野市立福岡河岸記念館条例(平成17年ふじみ野市条例第71号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 ふじみ野市立福岡河岸記念館(以下「記念館」という。)の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日を開館することができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 1月1日から同月4日及び12月27日から同月31日まで

2 前項に定めるもののほか、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日が、月曜日に当たるときは、休館日とする。

(開館時間)

第3条 記念館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。ただし、教育委員会は、特別の事情があるときは、これを変更することができる。

- (1) 5月1日から9月30日まで 午前10時から午後4時30分まで
- (2) 前号に掲げる開館日以外の日 午前10時から午後4時まで  
(平24教委規則11・一部改正)

(入館手続)

第4条 記念館に入館しようとする者は、入館前に条例第6条に規定する入館料を納入し、福岡河岸記念館入館券(様式第1号)の交付を受けなければならない。

(入館料の免除)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、条例第7条の規定により入館料を免除することができる。

- (1) 教育課程に基づく学習活動として入館する者
- (2) 公民館等社会教育機関の学習活動の一環として入館する者
- (3) 教育委員会が主催する事業に参加して入館する者
- (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)により身体障害者手帳の交付を受けている者又は厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者及びその介護者
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 前項第1号又は第2号の規定により入館料の免除を受けようとする者は、あらかじめ福岡河岸記念館入館料免除申請書(様式第2号)を市長に提出し、福岡河岸記念館入館料免除承認書(様式第3号)の交付を受けなければならない。

(入館料の還付)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定により入館料を還付することができる。

- (1) 災害その他入館しようとする者の責めに帰すことができない事由により入館できないとき。
- (2) 管理運営上の都合により入館できないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めるとき。

2 入館料の還付額については、市長が別に定める。

(遵守事項)

第7条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) 展示品の模写又は撮影をしないこと。
- (4) 募金若しくは図録の販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、記念館の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(分掌事務)

第8条 記念館の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 入館料その他諸収入に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、保存に関すること。
- (3) 物品の出納及び保管に関すること。
- (4) 予算、決算等の事務処理に関すること。
- (5) 施設設備及び備品の維持管理に関すること。
- (6) 資料の収集、保管及び展示利用に関すること。
- (7) 標本、模写、模型等の資料作製等に関すること。
- (8) 資料の利用に関する助言及び指導に関すること。
- (9) 資料に関する専門的及び技術的な調査研究に関すること。
- (10) 資料の寄贈、寄託及び借用に関すること。
- (11) 資料に関する解説書、目録、図録、研究報告書等の刊行に関すること。
- (12) 資料台帳の整備に関すること。
- (13) 講演会、講習会及び見学会の開催に関すること。
- (14) 広報に関すること。

(平24教委規則11・追加)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、記念館の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(平24教委規則11・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の上福岡市立福岡河岸記念館条例施行規則(平成8年上福岡市教育委員会規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年教委規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

福岡河岸記念館入館券

|       |          |
|-------|----------|
| 年 月 日 |          |
| 円     |          |
|       | 円 有効当日限り |

様式第2号(第5条関係)

|   |   |
|---|---|
| <p>福岡河岸記念館入館料免除申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>ふじみ野市長 あて</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: right;">団 体 名</p> <p style="text-align: right;">代 表 者</p> <p style="text-align: right;">電 話 番 号</p> <p>下記のとおり入館料の免除を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> |   |
| 施 設 名   | ふじみ野市立福岡河岸記念館   |
| 入館年月日   | <p style="text-align: center;">午前 午後</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時 分～ 午前 午後 時 分</p> <p style="text-align: center;">( 曜日)</p> |
| 入館人員  | <p>児童・生徒 人 引率者 人 計 人</p> <p>その他 人</p>   |
| 入館目的  |   |
| 引率責任者   | <p>氏 名 電話番号</p>   |

